



福岡県は、特定不妊治療における保険診療と併用可能な先進医療に係る費用の一部を助成することにより、不妊症に悩むご夫婦を支援します。



助成対象者

- 特定不妊治療開始日が令和5年4月1日以降であること
 - 特定不妊治療開始日に夫婦であること（事実婚を含む）
 - 特定不妊治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること
 - 治療開始日から申請日までの間に、夫婦の双方またはいずれかが、県内市町村（政令市・中核市を含む）に住所を有すること
 - 保険診療として特定不妊治療を受診していること
- ※特定不妊治療開始日とは、生殖補助医療の治療計画を立てた日をいう。



助成対象治療

- 先進医療として厚生労働省が告示している下表の不妊治療

ただし、先進医療の実施機関として厚生労働省に承認されている保険医療機関であり、かつ保険適用されている不妊症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関において実施している必要があります。

	名称		名称		名称
1	ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICS)	6	強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別 (IMSI)	11	子宮内膜受容期検査 (ERPeak)
2	子宮内膜刺激術 (SEET法)	7	子宮内膜スクラッチ	12	膜構造を用いた生理学的精子選択術
3	タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	8	二段階胚移植法	13	着床前胚異数性検査 (PGT-A)
4	子宮内膜受容能検査 (ERA)	9	不妊症患者に対するタクロリムス投与療法		
5	子宮内膜細菌叢検査 (EMMA、ALICE)	10	子宮内フローラ検査		

(※) 令和5年5月現在の情報であり、今後追加される場合がありますので、県HP又は申請窓口において確認してください。



助成金額

1回の治療につき自己負担額の7割（千円未満切捨）と5万円のいずれか低い方の額

初回助成時の治療開始日の妻の年齢	
40歳未満	40歳以上43歳未満
43歳になるまで 1子毎に6回まで	43歳になるまで 1子毎に3回まで



お問い合わせ先

先進医療支援専用窓口 電話092(472)5750

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sennsinniryoushienjigyo.html>

